

臨時株主総会招集ご通知

日 時

2018年12月18日（火曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテル メルパルク大阪
4階会議室

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

■臨時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	3
第1号議案 第三者割当による 募集株式の発行の件……………	3
第2号議案 取締役3名選任の件……………	16
第3号議案 監査役3名選任の件……………	20



田淵電機株式会社

証券コード：6624

証券コード：6624
2018年12月3日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
田 淵 電 機 株 式 会 社
取締役社長 貝方士 利浩

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年12月17日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月18日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 第三者割当による募集株式の発行の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト（<http://www.zbr.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

会社法第199条に基づき、下記2. に記載の理由により、下記1. に記載の要領にて、ダイヤモンド電機株式会社（以下「ダイヤモンド電機」又は「割当予定先」といいます。）に対して特に有利な払込金額での募集株式を発行する件（以下「本第三者割当増資」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当増資に伴い割当予定先に対して発行される普通株式の数は63,829,787株（議決権数638,297個）は、現在の発行済株式総数40,502,649株（2018年9月30日現在の総議決権数404,031個）の157.98%（議決権における割合66.90%（注））に相当します。このように、本第三者割当増資の実行により支配株主の異動が見込まれ、かつ、本第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上となることが見込まれます。そのため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第2号に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

（注）上記のダイヤモンド電機が有することとなる議決権の割合は、2018年10月16日に当社とダイヤモンド電機が締結した本第三者割当増資を内容とするスポンサー支援に関する契約において、当社の主要株主であるTDK株式会社が保有する当社の普通株式の全て（8,000,000株）並びに当社の役員が保有する当社の普通株式の全て及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式（但し、担保権の対象となっていないものに限る。）の全て（役員持株会名義で保有し無償譲渡が可能な6,000株を含む、合計816,872株）を、払込期日までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされているため、当該無償取得が実行されたことを前提とした数値であります。

1. 本第三者割当増資の概要

(1)	募集株式の数	普通株式63,829,787株
(2)	払込金額	1株につき47円
(3)	払込金額の総額	2,999,999,989円
(4)	増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 1,500,000,000円 (1株につき23.50円) 増加する資本準備金の額 1,499,999,989円 (1株につき23.50円)

(5)	募集方法	第三者割当の方法により、全株式を割当予定先に割り当てる
(6)	申込期日	2018年11月19日
(7)	払込期間	本臨時株主総会の翌日から2019年1月25日
(8)	割当予定先及び割当株式数	ダイヤモンド電機株式会社 63,829,787株
(9)	その他	2018年12月7日開催予定の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立すること、及び、本臨時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られることを条件としております。また、本第三者割当増資に必要な全ての許認可等が取得されること並びに金融商品取引法に基づく届出の効力発生（発行登録書の効力発生及び発行登録追補書類の提出を含む。）を条件としております。

(注) 上記(4)の1株当たりの増加する資本金及び資本準備金の額については、増加する資本金及び資本準備金の額の総額を上記(1)に記載の募集株式の数で除した金額とし、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位にて記載しております。

2. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

(1) 本第三者割当増資の目的及び理由

① 本第三者割当増資に至る経緯

当社グループの業績は、前連結会計年度（2018年3月期）において連結営業損失4,361百万円、連結経常損失4,432百万円、親会社株主に帰属する当期純損失8,830百万円、連結貸借対照表の純資産の部は1,277百万円を計上し、当第2四半期連結累計期間においても、連結営業損失1,023百万円、連結経常損失781百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失3,644百万円となり、連結純資産の部は2,546百万円の債務超過となりました。また、同期間の単体の損益の状況は、営業損失1,023百万円、経常損失626百万円、当期純損失2,905百万円を計上し、純資産の部は3,801百万円の債務超過（前事業年度末は822百万円の債務超過）となっております。

この結果、金融機関と締結している一部の借入契約（2018年9月30日現在借入残高3,117百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況の中、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るべく、当社並びに子会社である田淵電子工業株式会社及びテクノ電気工業株式会社は、2018年6月25日付「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同日、事業再生ADR手続の取扱

事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されると共に全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。

その後、7月4日には、事業再生ADR手続の対象債権者となる全お取引金融機関の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催し、全お取引金融機関から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご了承を頂きました。さらに、主要取引金融機関からの資金調達（DIPファイナンス）について、当該借入を行うこと、当該借入に係る債権について優先弁済権を付与すること等についても全お取引金融機関からご了承を頂いております。

加えて、2018年8月6日に第2回債権者会議を、9月7日に同会議の続会を開催し、現時点での事業再生計画案の策定には、今暫くの時間を要する見込みである等の状況報告を行うと共に事業再生計画案の協議を継続してまいりました。

そのような中、事業再生計画案の策定にあたって、当社の信用補完及び財務基盤の強化を図り、当社事業を再生するにはスポンサーの支援を受けることが必要不可欠であると考え、当社グループ全体の事業とシナジーが見込める事業会社30社程度及びファンズ10社程度に対してスポンサー支援を打診しました。かかるスポンサー探索の結果、一次的な意向表明に至った会社は、僅かに数社でした。そのうち、デューディリジェンスに進んだのは、事業会社2社のみであり、スポンサー支援に係る最終的な意向表明を示したのは、ダイヤモンド電機のみとなりました。そして、9月25日に、ダイヤモンド電機とスポンサー支援に関する合意書を締結し、スポンサー支援に係る具体的な条件面について、本格的な交渉を開始しました。その中で、ダイヤモンド電機からは、当社グループ全体としての事業価値を超える金融債務の放棄のほか、スポンサー支援の前提として、本第三者割当増資については、当社の議決権の過半数を取得すること、及び、当社の経営状況及び財務状況を踏まえた相当な発行価格によることを求められました。上記のとおり当社の事業再生にはスポンサーによる支援が不可欠である状況を前提としつつも、事業再生ADR手続における公平性及び公正性を確保し、かつ当社の全てのステークホルダーにとって最善の事業再生計画とすることを目指し、ダイヤモンド電機の提案について同社及び関係当事者との協議を重ねました。

以上の交渉を経て、当社は、10月16日にダイヤモンド電機と本第三者割当増資を内容とするスポンサー支援に関する契約（以下「スポンサー契約」といいます。）を締結し、同日開催した当社取締役会において割当予定先及び発行予定額を決議しました。その際、本第三者割当増資の発行数及び1株当たりの払込金額等の詳細は、別途、当社及び割当予定先で合意の上、当社取締役会において決議することとしておりました。

その後、当社と同時に事業再生ADR手続利用を申し込み、事業再生実務家協会に受理

されていた当社の完全子会社であるテクノ電気工業株式会社（以下「TCN」といいます。）については、2018年11月6日付「連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」にて公表のとおり、ダイヤモンド電機による本第三者割当増資の実行前にTCNを当社連結グループから除外すべく当社が保有するTCNの全株式をTCNの代表取締役である米倉睦夫氏に譲渡することを決議し、米倉氏と株式譲渡契約を締結いたしました。これを受けて、TCNは、2018年11月6日付で同社の全ての対象債権者との合意により事業再生ADR手続を終了させることといたしました。

さらに、当社は、ダイヤモンド電機と事業再生計画案についても継続協議を行ってまいりましたが、2018年11月7日付「[事業再生計画案]策定、事業再生ADR手続に基づく債権者会議（第2回債権者会議（続会））の開催並びに今後の予定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同日、事業再生計画案に関して同社との合意に至り、同日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）続会におきまして、対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容について説明いたしました。本事業再生計画案につきましては、今後対象債権者にご検討いただき、2018年12月7日開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）続会において、対象債権者の合意による成立を目指してまいります。

そして、2018年11月19日、当社及びダイヤモンド電機は、未定となっております本第三者割当増資の発行数及び1株当たりの払込金額等の詳細について合意し、当社取締役会において本第三者割当増資の実施について決議いたしました。なお、本第三者割当増資については、2018年12月7日開催予定の事業再生ADR手続第3回債権者会議において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、及び、2018年12月18日に開催予定の本臨時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られることを条件とする予定です。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

上記のとおり、当社は非常に厳しい経営状況及び財務状況にあるため、財務内容の改善を図ることが急務となっておりますが、このような当社の状況に鑑み、銀行借入や社債の発行は選択肢となり得ず、資本増強を伴う資金調達を行うことといたしました。また、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断しております。

スポンサー引受先の選定にあたっては、上記のとおり、複数の候補企業への打診及び交渉を行ってまいりましたが、ダイヤモンド電機は自動車機器、電子機器の製造・販売を主な事業内容としており、同社の技術基盤は、当社と同じくエレクトロマグネティクス技術やパワーエレクトロニクス技術を踏まえたものであり、その製品群については、当社とコイル製品やパワーコンディショナーなどの分野において一定の共通領域を有しています。また、当社が本格的な対応に着手したばかりの車載事業において、長い実績

と経験を有しています。

このため、同社とのパートナー支援関係の構築は、今後の事業展開における協業の検討など、当社の競争力と企業価値の向上に資するものであり、当社による本第三者割当増資の引受先として最適なパートナーであると考えております。

本第三者割当増資は、大規模な第三者割当に該当し、相当程度の株式の希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、上記のとおり当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能とすることにより、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の株式価値の向上に資するものと判断いたしております。

② 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、上記「① 本件第三者割当に至る経緯」のとおり、2019年3月期第2四半期末において、単体で3,801百万円の債務超過（前事業年度末は822百万円の債務超過）となり、この結果、金融機関と締結している一部の借入契約（2018年9月30日現在借入残高3,117百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。そのため、事業再生ADR手続において、事業再生計画案を策定し、当社の信用補完及び財務基盤の強化を図っているところです。また、事業再生ADR手続においては、同手続の対象債権者となる全お取引金融機関から事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの一時停止に応じていただいております。また、本事業再生計画案において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては総額49億4,776万円もの多額の債務免除にご同意いただくことを要請しています。

そのような中、本第三者割当増資の実施に当たって、スポンサー引受先として複数の候補企業への打診及び交渉を行ってまいりましたが、唯一ダイヤモンド電機から具体的な条件面の提示を頂き、本第三者割当増資の割当予定先として選定しました。

本第三者割当増資の条件を協議する中で、ダイヤモンド電機からは、本第三者割当増資の払込金額の総額は30億円とすること、本第三者割当増資によりダイヤモンド電機は当社を子会社化すること、当社に対するデューディリジェンスの結果、1株当たりの払込金額は47円以下とすることが相当であるとの条件が示されました。

当社は債務超過という非常に厳しい経営状態にあり、ダイヤモンド電機からのスポンサー支援をいただかない場合には当社の事業再生自体が困難となるおそれがあり、財務内容の改善を図ることが急務となっている中において、速やかに本第三者割当増資により割当予定先からの出資を受けることが不可欠であります。また、本第三者割当増資により割当予定先の子会社となり、その下で事業を継続していくことは、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能にし、ひいては、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の株式価値の向上に資するものと判断いたしております。

(2) 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当による募集株式のうち普通株式の払込金額は、1株につき47円であり、本第三者割当に関する取締役会決議の直前営業日（2018年11月16日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（166円）（以下「時価」といいます。）に対しては71.69%のディスカウントとなります。また、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値の平均値174.96円に対して73.14%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値の平均値170.14円に対して72.38%のディスカウント、及び取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間の終値の平均値181.87円に対して74.16%のディスカウントとなっております。

当社は、上記「(1) 本第三者割当増資の目的及び理由 ① 本第三者割当増資に至る経緯」のとおり、2019年3月期第2四半期末において、単体で3,801百万円の債務超過（前事業年度末は822百万円の債務超過）となり、この結果、金融機関と締結している一部の借入契約（2018年9月30日現在借入残高3,117百万円）について、同契約の財務制限条項に抵触、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。そのため、事業再生ADR手続において、事業再生計画案を策定し、当社の信用補完及び財務基盤の強化を図っているところです。また、事業再生ADR手続においては、同手続の対象債権者となる全お取引金融機関から事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの一時停止にに応じていただいています。

そのような中、本第三者割当増資の実施に当たって、スポンサー引受先として複数の候補企業への打診及び交渉を行ってまいりましたが、唯一ダイヤモンド電機から具体的な条件面の提示を頂き、本第三者割当増資の割当予定先として選定しました。

本第三者割当増資の条件を協議する中で、ダイヤモンド電機からは、本第三者割当増資の払込金額の総額は30億円とすること、本第三者割当増資によりダイヤモンド電機は当社を子会社化すること、当社に対するデューディリジェンスの結果、1株当たりの払込金額は47円以下とすることが相当であるとの条件が示されました。

この1株当たりの払込金額47円という条件は、上記のとおり、当社普通株式の時価や過去の株価の平均値に対して大幅なディスカウントとなるため、既存株主の皆様への影響も大きくなることは十分に認識しており、当社としては当該金額を引き上げるよう割当予定先に要請を行いました。

一方で、当社は債務超過という非常に厳しい経営状態にあり、割当予定先からのスポンサー支援をいただかない場合には当社の事業再生自体が困難となるおそれがあります。事業の構造改革による収支改善のために財務内容の改善を図ることが急務となっている中において、外部から当社に対して出資を頂くためには、事業再生計画案にご理解を頂きつつ、時価よりも相当程度低い払込金額とせざるを得ない状況であります。こ

の、時価よりも相当程度低い払込金額は日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らすと有利発行とせざるを得ないものの、当社としては事業再生計画案を履行していくために必要となる金額を速やかに調達する必要があります。当社としては、割当予定先以外に候補となり得る増資の引受先が存在せず、銀行借入や社債発行、公募増資等の他の現実的かつ利用可能なより良い資金調達方法はないこと、割当予定先により新株式の引受けがなされなければ債務超過の解消が困難であり、かつ事業の構造改革も実行できずに厳しい収支が継続し、ひいては上場廃止となる懸念も否定できないこと、増資により当面の運転資金を確保することで事業を継続することが可能となること、割当予定先の子会社となることで当社の収益構造の改革と業績の回復を実現することが期待できること、下記のとおり当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関が当社の将来の事業計画を踏まえて算定した当社の普通株式1株当たりの株式価値0円～169円の範囲内であること等を総合的に勘案した結果、当該払込金額による第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、払込金額1株当たり47円として第三者割当を行うことを決定いたしました。

当該払込金額は、市場価格からかい離した価格となるため、当社は、割当予定先からの提示価格の妥当性の判断の基準として参考とするため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティング（以下「プルートス・コンサルティング」といいます。）に当社株式価値の算定を依頼し、2018年11月2日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

プルートス・コンサルティングは、当社が提供したスタンドアローン・ベース（本第三者割当増資の実行により事業の継続性が確保される前提で、割当予定先との事業シナジーは織り込まない場合）の事業計画（（A）当社が単独で実施する構造改革を前提に、現実性の高い営業施策のみを考慮した計画、及び（B）当該計画を基に当社単独の新規施策について追加的に考慮した事業計画）等に基づき、（DCF法：割引率9.654%）を採用し、当社の普通株式1株当たりの株式価値を0円～169円と算定しており、47円の1株当たり払込金額は当該範囲に含まれる金額となります（注）。

本株式価値算定書によれば、企業価値を評価するには、その企業の収益力を評価することが原則であることから、まずは、将来の収益獲得能力を直接的に評価したうえで、固有の性質を評価結果に反映するインカムアプローチを採用するものとされており、また、当該アプローチの中でも、将来の収益力に基づき企業価値を評価する最も論理的な手法であり、かつ、最も広く利用されている評価手法であるDCF法を採用するものとされており、なお、当該事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

（注）プルートス・コンサルティングは、株式価値の算定に際して使用した資料及び情報が、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証を行っておりません。また、当該株式価値算定は、当社の

将来の事業計画が最善の予測に基づき合理的に算定されたこと、及び、未開示の重要事実並びに重大な影響を与える可能性がある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを前提としております。

なお、本第三者割当による普通株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としております。また、当該払込金額は特に有利な金額となるため、本第三者割当による新株式の発行については、本臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

なお、上記の本株式価値算定書は2018年11月2日付で取得しているところ、これは当初、2018年11月7日付の本事業再生計画案の策定及び同日の事業再生ADR手続に基づく債権者会議（第2回債権者会議（続会））に先立ち、本第三者割当増資の発行数及び払込金額等の詳細の合意することを目指して割当予定先との協議を進めてまいりましたことから、それに先立つ11月2日付での本株式価値算定書を取得したものです。当社といたしましては、本株式価値算定書は当社が作成した2023年3月期までの事業計画を前提条件としてDCF法を採用して算定されており、当該事業計画の内容に本日時点までの変更はないこと、及び、その後の当社の経営状態や株価の推移等を踏まえて、上記の本株式価値算定書の日付以降本日までにその結論に重要な影響を及ぼす事象は生じておらず、その結論は本日時点でも妥当とするものであると考えております。

上記払込金額による本第三者割当増資の実行は、会社法第199条第3項及び日本証券業協会が「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、2018年12月18日開催予定の本臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、払込金額を47円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、割当予定先に対して割り当てる株式数は63,829,787株、当該株式数に係る議決権数は638,297個であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数40,502,649株に係る議決権の数404,031個の157.98%（小数第三位四捨五入）となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる希薄化が生じることが見込まれます。

しかし、本第三者割当増資により調達する資金は、当社の構造改革資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であるところ、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでいる当社にとって、当社の財務基盤を早期に健全化することに資することになり、ひいては当社の株式価値を高め、既存株主をはじめとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

確かに、本第三者割当増資によって当社株式が希薄化され、一時的には既存株主の負担が生じることが避けられないところです。しかし、事業再生ADR手続においては、同

手続の対象債権者となる全お取引金融機関から事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの一時停止に応じていただいております、また、本事業再生計画案において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては総額49億4,776万円もの多額の債務免除にご同意いただくことを要請しているところですので、本第三者割当増資による当社株式の希薄化率に鑑みると、既存株主の被る一時的な負担は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、十分な必要性和合理性があるものと判断いたしました。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、本臨時株主総会において、本第三者割当増資の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様により特別決議によるご承認をいただくことを実行の条件としております。

なお、本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数63,829,787株に係る議決権数は638,297個であり、割当予定先が同新株を全て引き受けた場合、割当予定先は、当社の総議決権数の66.90%を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。なお、2018年10月16日に当社とダイヤモンド電機が締結した本第三者割当増資を内容とするスポンサー契約において、当社の主要株主であるTDK株式会社が保有する当社の普通株式の全て（8,000,000株）並びに当社の役員が保有する当社の普通株式の全て及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式（但し、担保権の対象となっていないものに限る。）の全て（役員持株会名義で保有し無償譲渡が可能な6,000株を含む、合計816,872株）を、払込期日までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされているため、上記の割当予定先が有することとなる議決権の割合は、当該無償取得が実行されたことを前提とした数値であります。

この点、当社監査役3名（うち2名が社外監査役）からは、本第三者割当増資の適法性並びに本第三者割当増資の必要性、発行条件及び発行数量等の合理性について、概要以下の意見が示されています。

上記払込金額による本第三者割当増資は、当社普通株式の時価や過去の株価の平均値を前提とすると割当予定先に特に有利な金額による株式発行（会社法第199条第3項）に該当すると判断される。また、本第三者割当増資が完了した場合、割当予定先の議決権の所有割合は66.90%となり、割当予定先は会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する。しかるところ、本第三者割当増資の実施は、2018年12月18日開催予定の本臨時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られることを条件としており、かつ、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものとされていることから、かかる本臨時総会株主総会特別決議による承認が得られることを条件とする本第三者割当増

資による株式発行は適法であると判断される。

当社は2019年3月期第2四半期末において、単体で3,801百万円の債務超過の状況にあり、そのため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、同手続の対象債権者となる全取引金融機関から事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時までの一時停止に応じてもらっており、また、事業再生計画案において対象債権者となる全取引金融機関に対して総額49億4,776万円の債務免除に同意することを要請している状況にある。このように当社の財務内容の改善を図ることが急務となっている中においては、銀行借入や社債の発行は選択肢となり得ず、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によって資本増強を行う必要性が認められる。

また、本第三者割当増資の発行条件及び発行数量については、スポンサー引受先として複数の候補企業への打診及び交渉を行ってきた中で、唯一割当予定先から具体的な条件面の提示がなされたものであり、増資により当面の運転資金を確保することで事業を継続し、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革を推進するとの目的のもと、割当予定先との継続的な協議及び交渉の結果として定められたものである。このように決定された本第三者割当増資の発行条件及び発行数量については、大規模な株式の希薄化及び有利発行を伴うものの、本第三者割当増資を実行することにより、債務超過を解消し、上記の目的の達成を可能にするものであると考えられ、一定の合理性があると判断される。

また、上記の払込金額についても当社が選定した、公認会計士法の規定に準じた特別の利害関係がない第三者算定機関による株式価値算定書に記されているDCF法での算定レンジ（0円～169円）に含まれることも勘案し、一定の合理性があると判断される。

なお、2018年11月19日付の当社取締役会決議において、当社社外取締役早野利人氏の意見も当社取締役会の判断と異なることを確認しております。

(3) 本第三者割当増資予定先の概要等

① 割当予定先の概要

a 割当予定先の概要		
名称		ダイヤモンド電機株式会社
本店の所在地		大阪市淀川区塚本一丁目15番27号
代表者の役職及び氏名		代表取締役社長CEO 小野 有理
直近の有価証券報告書等の提出日		有価証券報告書 第79期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月25日 近畿財務局長に提出 四半期報告書 第80期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月10日 近畿財務局長に提出 （注）割当予定先は、単独株式移転により2018年10月1日付でダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の完全子会社となりました。上記は当該株式移転以前に割当予定先が提出した有価証券報告書等の提出日を記載しています。
資本金		2,190,000,000円
事業の内容		自動車機器、電子機器の製造・販売
主たる出資者及びその出資比率		ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 100%
b 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当会社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当会社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		当社製品の売上等の取引があります。

② 割当予定先の保有方針

割当予定先は本第三者割当増資により当社を子会社とし、中長期的な視点から当社株式を保有し続ける意向であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

③ 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の直近の有価証券報告書（2018年6月25日提出）及び割当予定先の親会社であるダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社が2018年11月9日付で公表した「上場廃止となった子会社（ダイヤモンド電機株式会社）に関する決算開示について」に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みの確実性について特段問題がないものと判断しております。

④ 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数63,829,787株に係る議決権数は638,297個であり、割当予定先が同新株を全て引き受けた場合、割当予定先は、当社の総議決権数の66.90%を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。なお、スポンサー契約において、TDKが保有する当社の普通株式の全て（8,000,000株）並びに当社の役員が保有する当社の普通株式の全て及び当社取締役会長田淵暉久氏が保有する当社の普通株式（但し、担保権の対象となっていないものに限る。）の全て（役員持株会名義で保有し無償譲渡が可能な6,000株を含む、合計816,872）を、払込期日までに当社が無償取得していることが本第三者割当増資の実行の前提条件とされているため、上記の割当予定先が有することとなる議決権の割合は、当該無償取得が実行されたことを前提とした数値であります。

以下は、会社法第206条の2第1項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	ダイヤモンド電機株式会社 大阪市淀川区塚本一丁目15番27号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	638,297個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	638,297個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	954,160個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	上記「2. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由」をご参照ください。
(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見	上記「2. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由 (2) 発行条件等の合理性 ② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照ください。

第2号議案 取締役3名選任の件

当社の事業再生計画の実行にあたり経営体制の一層の強化を図るため、また、割当予定先から3名の取締役の派遣を受け入れるべく、本臨時株主総会において第1号議案が承認されること及び第1号議案に基づく第三者割当による募集株式（普通株式）の発行について払込がなされることを条件として、新たに3名の取締役の選任をお願いするものであります。

なお、当社の現任の取締役6名（田淵暉久、貝方士利浩、阪部茂一、佐々野雅雄、坂本幸隆及び早野利人の6氏）のうち本臨時株主総会終了時点で辞任予定の田淵暉久氏を除く5名には、本臨時株主総会において選任された取締役の就任を停止条件とする辞任届を提出させ、かかる停止条件成就時をもって辞任する予定であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 【新任】	おのゆうり 小野有理 (1974年11月3日生)	2005年5月 ユーリズムコンサルティング代表 2015年4月 N S T 株式会社代表取締役社長 2016年6月 ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長 2016年10月 同社代表取締役社長C E O 2017年6月 同社代表取締役社長C E O兼 グループC E O（現任） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールデ ィングス株式会社代表取締役社長C E O 兼 グループC E O（現任） (重要な兼職の状況) ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式 会社代表取締役社長C E O 兼 グループC E O ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長C E O	—
		(取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏はダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社であるダイヤモンドホールディングス株式会社の代表取締役であります。第1号議案に係るダイヤモンド電機株式会社に対する普通株式の発行がなされた場合、両社は当社の親会社等に該当します。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2 【新任】	まえ た ま すみ 前 田 真 澄 (1954年7月13日生)	1973年3月 ダイヤモンド電機株式会社入社 1995年2月 同社取締役 1997年6月 同社取締役 電子機器事業部長 1999年4月 同社常務取締役 電子機器事業部長 2007年4月 同社常務取締役執行役員 営業副本部長 兼 技術副本部長 2008年4月 同社常務取締役執行役員 電子機器事業本部長 2013年4月 同社常務取締役執行役員 総務本部長 兼 企画・広報・法務・TQM管掌 2014年6月 同社顧問 2016年6月 同社専務取締役 2017年6月 同社取締役専務執行役員ＣＯＯ（現任） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役専務執行役員グループＣＯＯ（現任） (重要な兼職の状況) ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社取締役専務執行役員 グループＣＯＯ ダイヤモンド電機株式会社取締役専務執行役員ＣＯＯ	—
	(取締役候補者と当社との特別利害関係) 同氏はダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社であるダイヤモンドホールディングス株式会社の取締役であります。第1号議案に係るダイヤモンド電機株式会社に対する普通株式の発行がなされた場合、両社は当社の親会社等に該当します。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3 【新任】	は せ がわ じゅん 長 谷 川 純 (1960年4月6日生)	1989年4月 日本生命保険相互会社入社 1993年9月 産興運輸株式会社入社 1999年6月 ミドリ電化株式会社入社 2001年3月 ダイヤモンド電機株式会社入社 2008年4月 同社総務部長 2014年4月 同社管理本部副本部長 兼 総務労安部 長 2014年10月 同社監査室長 2016年6月 同社常務取締役 2017年4月 同社常務取締役 国内関係会社及び内 部統制担当 2018年4月 同社取締役常務執行役員ＣＣＯ及び内 部統制担当（現任） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールデ ィングス株式会社取締役常務執行役員 グループＣＣＯ（現任） （重要な兼職の状況） ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式 会社取締役常務執行役員 グループＣＣＯ ダイヤモンド電機株式会社取締役常務執行役員ＣＣ Ｏ 内部統制担当、安全担当	—
	（取締役候補者と当社との特別利害関係） 同氏はダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社であるダイヤモンドホールディングス株式会社の取締役であります。第1号議案に係るダイヤモンド電機株式会社に対する普通株式の発行がなされた場合、両社は当社の親会社等に該当します。		

（注） 1. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は現在、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続による事業再生を目指しております。

その中で、当社の信用補完及び財務基盤の強化を図るべく、第1号議案のご承認をいただくことを条件に、ダイヤモンド電機株式会社を割当予定先とする第三者割当増資を実施する予定です。第2号議案による取締役候補者3名は本第三者割当増資の実行を条件としての選任をお願いするものであります。これに伴い、当社の社外取締役早野利人を含む現任の全取締役6名は、本臨時株主総

会において選任された取締役候補者3名の就任を停止条件として辞任する予定です。したがって、第1号議案及び本議案をご承認いただき、本臨時株主総会が終結した後、本第三者割当増資が実行された場合には、当社は社外取締役を置いていないこととなる見込みです。

この点、当社は、社外取締役を置くことの意義・有用性について十分に認識しておりますが、事業再生ADR手続による事業再生を目指している当社の状況を踏まえると、現在の経営体制を抜本的に変革し、本第三者割当増資により当社の親会社となる割当予定先から取締役の派遣を受け入れ、早期の事業再生に向けて迅速かつ抜本的な対応を講じていく必要があります。

そのような中、当社は適任となる社外取締役の候補者について検討を行いました。現時点で適任となる方を見つけることができておりません。引き続き当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討を行ってまいります。

当社としては、本議案の取締役候補者が選任された場合には、その相互監督、並びに、常勤監査役及び社外監査役2名による取締役の職務執行の監視が有効に機能するものと考えております。

2. 取締役の逢坂清治は2018年11月7日付で当社取締役を辞任しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

当社の事業再生計画の実行にあたり監査体制の一層の強化を図るため、本臨時株主総会において第1号議案が承認されること及び第1号議案に基づく第三者割当による募集株式（普通株式）の発行について払込がなされることを条件として、新たに3名の監査役の選任をお願いするものであります。

また、当社の現任の監査役3名（尾崎利明、林浩志及び石田昭の3氏）は、本臨時株主総会において選任された監査役の就任を停止条件とする辞任届を提出し、かかる停止条件成就時をもって辞任する予定であります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1 【新任】	いり え まさ たか 入 江 正 孝 (1955年10月26日)	1979年 4 月 和光証券株式会社（現みずほ証券株式 会社）入社 1999年 8 月 株式会社和光経済研究所（現株式会社 日本投資環境研究所）出向 2012年 4 月 ダイヤモンド電機株式会社入社 2014年11月 新潟ダイヤモンド電子株式会社出向 2016年 9 月 ダイヤモンド電機株式会社 社長室長 2017年 6 月 同社取締役（監査等委員）（現任） 2018年10月 ダイヤモンドエレクトリックホールデ ィングス株式会社取締役監査等委員 （現任） (重要な兼職の状況) ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式 会社取締役監査等委員 ダイヤモンド電機株式会社監査役	—
		(監査役候補者と当社との特別利害関係) 同氏はダイヤモンド電機株式会社及び同社の完全親会社であるダイヤモンドホール ディングス株式会社の取締役であります。第 1 号議案に係るダイヤモンド電機 株式会社に対する普通株式の発行がなされた場合、両社は当社の親会社等に該当 します。	

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2 【新任】 【社外】	みやもと かず とし 宮 本 和 俊 (1949年8月27日生)	1975年 4 月 三菱電機株式会社入社 1998年 4 月 同社品質保証部長 2003年 3 月 株式会社ルネサステクノロジ入社 品質保証統括部長 2009年 9 月 学術博士 2010年 3 月 株式会社ルネサスデザイン入社 2017年 4 月 ダイヤモンド電機株式会社顧問（品質 担当）（現任） （重要な兼職の状況） ダイヤモンド電機株式会社顧問（品質担当）	—
		（社外監査役候補者とした理由） 同氏は、長年に亘り電子機器業界で活躍され、豊富な経験・実績・知見を有していることから、同氏の見識・経験等を当社グループのガバナンス強化及び監査に活かすため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。 （社外監査役候補者と当社との特別利害関係） 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。なお、同氏は当社の親会社等となる予定のダイヤモンド電機株式会社の顧問に就任しておりますが、これは同氏の品質管理に関する深い知見に基づき同社に対して外部からの独立した立場で指導・助言を行っているものであり、同社との間に雇用関係はありません。	
3 【新任】 【社外】	おかもと だい すけ 岡 本 大 典 (1981年4月5日生)	2007年 9 月 弁護士登録 池田綜合法律事務所入所 2015年 1 月 松柏法律事務所パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 松柏法律事務所パートナー	—
		（社外監査役候補者とした理由） 同氏は、弁護士としての専門性と豊富な経験を有しており、その専門的見地から当社の経営ガバナンスの向上に向け適切に助言・指導頂くため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。 （社外監査役候補者と当社との特別利害関係） 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	

- (注) 1. 宮本和俊及び岡本大典の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 宮本和俊及び岡本大典の両氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 - (2) 宮本和俊及び岡本大典の両氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
 - (3) 当社は宮本和俊及び岡本大典の両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

以 上

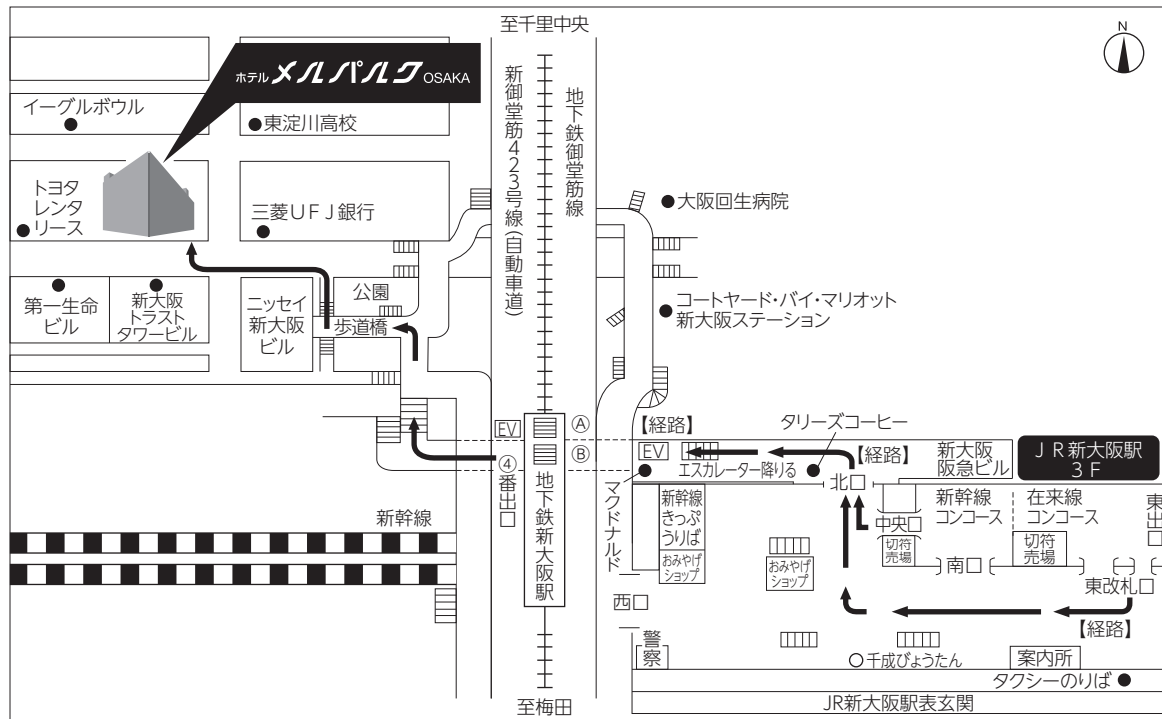
株主総会会場 ご案内図

会場

大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
ホテルメルパルク大阪 4階会議室

電話

06-6350-2111



交通機関 ●最寄駅 JR新大阪駅又は地下鉄御堂筋線新大阪駅

◎新幹線・在来線をご利用の場合

[新幹線より]中央口を出て右折し北口へ向かう。

[在来線より]東改札口を出て右へ約150m直進し右折、そのまま直進して北口へ向かう。

[北口より]北口を出て左折。エスカレーターを2階に降りて、地下鉄御堂筋線連絡通路を通り④番出口より、矢印にそってお越しください。

※北口より徒歩約6分

◎地下鉄御堂筋線をご利用の場合

④の階段より④番出口を出て矢印にそってお越しください。

※地下鉄④番出口より徒歩約4分

●公共交通機関のご利用にご協力ください。



田淵電機株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。